政令第百五十四号

航空機燃料税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料税法施行令（昭和四十七年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の航空機燃料税法施行令第六条第四項の規定は、この政令の施行の日以後に提出する航空機燃料税法第十四条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

印紙税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十五号

印紙税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号及び第八条第三項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第十条第五項ただし書中「他の相続人の氏名を付記して、」を「当該申告書は、各相続人が」に改め、「当該申告書を」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項ただし書に規定する方法により第四項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第十二条第五項中「第六項」を「第七項」に、「、準用する」を「準用する」に改める。

第十六条第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定及び第十二条第五項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の印紙税法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項第一号、第八条第三項第一号及び第十六条第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第七条第一項、第八条第三項又は第十六条の申請書について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の印紙税法施行令第七条第一項、第八条第三項又は第十六条の申請書については、なお従前の例による。

3　新令第十条第六項（新令第十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する印紙税法第十一条第四項又は第十二条第五項の申告書について適用し、同日前に提出した同法第十一条第四項又は第十二条第五項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十六号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四」を「第三十条の五」に改める。

第四条第二項第二号中「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下この号及び次号において同じ。）」及び「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）」を削り、同項第三号中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」を「及び住所又は居所」に改める。

第五条第十一号中「第二十六条（還付請求申告書」を「第二十六条第一項（還付請求申告書等」に改める。

第七条の三中「納付受託者が法第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けた」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　納付受託者が法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき　当該交付を受けた日

二　納付受託者が法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき　当該委託を受けた日

第二十五条第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十六条の見出しを「（還付請求申告書等）」に改め、同条中「ならない期間」を「なる期間の特例」に、「（期限内申告書」を「（期限内申告」に改め、同条に次の四項を加える。

2　法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

3　法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する期限内申告書又は期限後申告書（以下この項及び次項において「期限内申告書等」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書等に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。